

酒類提供飲食店への支援について

緊急事態宣言に伴う休業・営業時間短縮要請（4月25日～5月11日）に

ご協力いただいた居酒屋等に対して

協力金の上乗せを実施します

支給対象 酒類提供を主として営業する大阪市内の店舗

支給要件
(予定)

- ・売上に占めるお酒の割合が20%以上の店舗（居酒屋等）
（接待を伴う店舗、ナイトクラブ、カラオケ店、喫茶店、テイクアウトを主とする店舗等を除く）
- ・売上日額10万円を超える店舗 など

支給金額
(予定)

日額1万円～最大2.5万円（府の協力金と合わせて売上の5割相当を支援）

※必要書類：売上に占めるお酒の割合がわかる書類（売上台帳・仕入表等の会計資料、レジの記録等）

大阪府の協力金と合わせて実施します（決定次第公表予定）

酒類販売事業者への支援について

緊急事態措置(4月25日~5月11日)により多大な影響を受けた
酒類販売事業者に対して支援金を支給します

支給対象 飲食店等に酒類を販売する大阪市内の酒類販売事業者

支給要件
(予定) 緊急事態措置等の影響による売上減少により、
国の月次支援金等の給付を受けていること など

支給金額
(予定) 中小法人等:10万円
個人事業者等:5万円 [※ 事業者単位で支給]

申請方法や受付開始日等の詳細は後日ホームページでお知らせします